

「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準」の改正について

1 改正の背景

令和6年6月に建設業法が改正され、当該改正のうち、著しく低い労務費等による見積及び変更依頼の禁止、受注者による著しく短い工期及び原価に満たない額による契約締結の禁止などの規定に関して、令和7年12月より施行となり、併せて国の「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準について」が改正されたことに伴い、県の「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準」に関して所要の改正を行うものである。

2 主な改正の概要

○ 建設業法第28条本文に該当する不正行為があった場合、原則として指示処分を行うこととしており、監督処分基準においてその具体的な規定を例示しているところ、改正法の関係規定については、指示処分の対象となり得る規定であるため、同様に列記することとした。

(（案） 第三の1の（2））

○ 第三の2の（4）エ（イ）については、令和元年6月に改正された建設業法の施行時点で許可を受けていた事業者に対する処分基準であったが、許可更新等により当該処分基準の対象となる事業者が存在しなくなったため、当該処分基準を削除することとした。

(（案） 第三の2の（4）エ）

○ 令和7年6月1日から施行された改正刑法により、懲役刑と禁錮刑が拘禁刑に一本化されたことにより文言を整理した。

(（案） 第三の2の（4）イ、ウ、エ、第四の1の（1）ア、（2）ア）